

令和7年1月24日

お客さま 各位

大阪シティ信用金庫

「大阪シティ信用金庫アプリ利用規約」および
「大阪シティ信用金庫 通帳アプリに関する特約」の一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「大阪シティ信用金庫アプリ」に専用定期預金の作成機能を追加いたします。これに伴い、下記のとおり「大阪シティ信用金庫アプリ利用規約」および「大阪シティ信用金庫 通帳アプリに関する特約」の一部を改定いたしますのでお知らせします。ご不明な点がございましたら、当金庫の営業店窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定する規約・特約

- ・大阪シティ信用金庫アプリ利用規約
- ・大阪シティ信用金庫 通帳アプリに関する特約

2. 改定日

令和7年1月27日（月）

3. 主な改定内容

(1) 「大阪シティ信用金庫アプリ利用規約」

① 第1条【サービス内容等】

アプリのサービス内容として、定期預金取引の新約・解約が可能な旨を加えました。

(2) 「大阪シティ信用金庫 通帳アプリに関する特約書」

① 9. (『大阪シティ信用金庫アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)

『大阪シティ信用金庫アプリ』で開設した定期預金口座については、登録総合口座（普通預金）の取引店とし、届出印鑑は登録総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とする旨を記載しました。

また、定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座（普通預金）へ振り替える旨を記載しました。

*詳細は別紙「新旧対照表」をご参照ください。

以 上

「大阪シティ信用金庫アプリ利用規約」一部改定新旧対照表

(朱書き下線部分変更)

現 行	変 更 案	留意点
<p>第1条【サービス内容等】</p> <p>1. サービス内容</p> <p>「大阪シティ信用金庫アプリ」(以下、「本アプリ」といいます)は、大阪シティ信用金庫(以下「当金庫」)のスマートフォン専用アプリで、当金庫所定の口座情報等を閲覧できるサービスで、位置情報等を利用した情報発信サービスをご利用いただけるサービスです。</p> <p>3. 通帳アプリ機能</p> <p>本アプリでは、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座を、紙の通帳を使用しない「通帳アプリ」に変更することができます。お客さまは「通帳アプリ」に変更した日より10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。なお、「通帳アプリ」への変更後は紙の通帳は使用不可となります。</p>	<p>第1条【サービス内容等】</p> <p>1. サービス内容</p> <p>「大阪シティ信用金庫アプリ」(以下、「本アプリ」といいます)は、大阪シティ信用金庫(以下「当金庫」)のスマートフォン専用アプリで、当金庫所定の口座情報等を閲覧できるサービス、位置情報等を利用した情報発信サービス、<u>当金庫の定めに応じて定期預金取引の新約・解約をご利用いただけるサービスです。</u></p> <p>3. 通帳アプリ機能</p> <p>本アプリでは、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座を、紙の通帳を使用しない「通帳アプリ」に変更することができます。お客さまは「通帳アプリ」に変更した日より10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。なお、「通帳アプリ」への変更後は紙の通帳は使用不可となります。</p>	<p>第1条、1項3項ともに 定期性機能の拡充により、定期性取引が可能となった文面を追加する。</p>

現 行	変 更 案	留意点
<p><u>(令和4年2月27日現在)</u></p>	<p><u>また、通帳アプリ機能ご利用のお客さまは定期預金口座の新約および解約等を行うことができます。利用の可否及び利用可能な取引内容については、当金庫の各規約をご確認ください。</u></p> <p><u>(令和7年1月27日現在)</u></p>	

「大阪シティ信用金庫 通帳アプリに関する特約」一部改定新旧対照表

(朱書き下線部分変更)

現 行	改 定 案	留意点
<p>5. (有通帳口座から通帳アプリへの切替え)</p> <p>(2) 有通帳口座を通帳アプリに切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳アプリへ切替えた時点でご利用いただけなくなります。<u>その時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、店頭にてご確認ください。なお、入出金明細の発行には当金庫所定の手料を申し受けます。</u></p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(3) 有通帳口座から通帳アプリへ切替えた当日以降の入出金明細は『大阪シティ信用金庫アプリ』で確認ができます。</p>	<p>5. (有通帳口座から通帳アプリへの切替え)</p> <p>(2) 有通帳口座を通帳アプリに切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳アプリへ切替えた時点でご利用いただけなくなります。(左記下線部削除)</p> <p><u>(3) 切替時点で有通帳口座の通帳に記帳されていない入出金明細は、有通帳口座の通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、『大阪シティ信用金庫アプリ』で確認することができます。なお、切替前に有通帳口座の通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。なお、入出金明細の発行には当金庫所定の手料を申し受けます。</u></p> <p><u>(4)</u> 有通帳口座から通帳アプリへ切替えた当日以降の入出金明細は『大阪シティ信用金庫アプリ』で確認ができます。</p>	<p>大阪シティ信用金庫アプリ総合口座担保定期預金の新解約機能拡充に伴い、大阪シティ信用金庫アプリ内に表示される大阪シティ信用金庫アプリの特約の内容を一部変更・追加する。</p>

現 行	改 定 案	留意点
(新設)	<p><u>9. 『大阪シティ信用金庫アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)</u></p> <p><u>(1) 『大阪シティ信用金庫アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。</u> <u>定期預金口座開設、新約及び預入については『大阪シティ信用金庫アプリ』に通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座（以下「登録総合口座（普通預金）」という。）とする場合に受け付けます。</u></p> <p><u>(2) 『大阪シティ信用金庫アプリ』にて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座（普通預金）のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。</u></p> <p><u>(3) 『大阪シティ信用金庫アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座（普通預金）へ振り替えます。</u></p> <p><u>(4) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</u></p>	

大阪シティ信用金庫アプリ利用規約

「大阪シティ信用金庫アプリ」利用規約（以下、「本規約」といいます）は、「大阪シティ信用金庫アプリ」をご利用する際の取り扱いを明記したものです。

第1条【サービス内容等】

1. サービス内容

「大阪シティ信用金庫アプリ」（以下、「本アプリ」といいます）は、大阪シティ信用金庫（以下、「当金庫」といいます）のスマートフォン専用アプリで、当金庫所定の口座情報等を閲覧できるサービス、位置情報等を利用した情報発信サービス、当金庫の定めに応じた定期預金取引の新約・解約をご利用いただけるサービスです。

2. 預金残高照会、取引明細照会機能

「大阪シティ信用金庫アプリ」サービス（以下、「本サービス」といいます）では、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、当金庫所定の期間および件数を表示します。なお、本アプリは、同一名義人の口座であれば、1端末につき、5口座までご登録できます。

3. 通帳アプリ機能

本アプリでは、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座を、紙の通帳を使用しない「通帳アプリ」に変更することができます。お客さまは「通帳アプリ」に変更した日より10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。なお、「通帳アプリ」への変更後は紙の通帳は使用不可となります。

また、通帳アプリ機能ご利用のお客さまは定期預金口座の新約および解約等を行うことができます。利用の可否及び利用可能な取引内容については、当金庫の各規約をご確認ください。

4. 明細情報の通知機能

本アプリでは、取引明細情報の通知機能を利用すると、お客さまがご指定した曜日または日付の前日までの取引明細情報を確認することで通知の有無を判定します。前回の通知以降にお取引があった場合に、ご指定日当日にお客さまのスマートフォン画面へ通知しま

す。ただし、ご指定日前日にお取引を行った場合、お取引時間によっては次回通知日に通知となるときもございます。

なお、利用されているスマートフォン端末の設定状況によっては表示されない場合もあります。明細情報の通知機能の利用を許可しない場合は、本アプリの設定画面より変更が可能です。

5. プッシュ通知機能

- (1) 当金庫はアプリ利用者に対し、プッシュ通知を利用してキャンペーン情報、各種情報・広告等の情報をご提供します。
- (2) プッシュ通知は、端末の位置情報と連動してお知らせを通知する場合があります。プッシュ通知、位置情報の利用を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。

6. 規約への同意

本規約にご同意いただけないお客さまは、本サービスをご利用いただくことはできません。また本アプリおよび本サービスのご利用は、本規約等の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、ご利用いただくものとします。

第2条【利用条件】

1. 本サービスは、当金庫の普通預金口座をお持ちで、その口座でキャッシュカード（以下、「キャッシュカード」といいます）をご利用の個人のお客さま本人が対象です。ただし、位置情報等を利用した情報配信サービスのみを利用される場合には、この限りではありません。
2. 第3条に基づく利用登録が必要です。ただし、位置情報等を利用した情報配信サービスのみを利用される場合には、この限りではありません。
3. 本サービスを利用できる端末機の環境は、当金庫ホームページでご確認願います。
4. システムメンテナンスなどにより利用できない時間帯がありますので、当金庫ホームページや本アプリのトップ画面でご確認願います。
5. 本サービスの利用は、日本国内に限られます。

第3条【利用登録】

1. お客さまのスマートフォンに本アプリをインストールのうえ、利用登録画面にて普通預

金口座の支店番号・口座番号等のご本人情報、キャッシュカード暗証番号を入力の上、本サービスで利用するパスワード（以下、「ログインパスワード」といいます）を設定してください。

2. 生体認証機能（スマートフォンに登録されている顔・指紋を利用する認証方式）を利用することでログインパスワードの入力を省略することができます。ただし、生体認証機能は、当金庫所定の機能を備えるスマートフォンでのみ利用可能です。
3. 生体認証機能で利用するお客さまの顔・指紋データは、お客さまが利用するスマートフォン内に保存され、当金庫は保管いたしません。

第4条【2回目以降の利用方法】

本アプリを起動し、ログインパスワードを入力してください。なお、ログインパスワードの省略機能を利用すると、ログインパスワードの入力を30日間省略することができます。生体認証機能をご利用のスマートフォン端末で、生体認証機能による認証を30日間行わなかった場合は、ログインパスワードを再入力していただく必要があります。ただし、位置情報等を利用した情報配信サービスのみを利用される場合には、この限りではありません。

第5条【本人確認】

本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォンから当金庫に送信していただくログインパスワード等を当金庫が照合することにより行います。ただし、位置情報等を利用した情報配信サービスのみを利用される場合には、この限りではありません。

第6条【注意事項】

1. 通信料のお客さま負担

アプリの利用、ダウンロードおよびWebの利用には別途通信料がかかり、お客さまのご負担になります（再設定等の際にかかる通信料も含まれます）。

2. ログインパスワードや媒体の管理

- (1) ログインパスワードは、第三者に知られたり盗まれたりしないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。また、ログインパスワードは、お客さま自身の責任において、当金庫所定の方法により随時変更してください。なお、ログインパスワードの不正使用等の恐れがある場合は、利用を停止し、すみやかに当金庫に本サー

ビスの停止を届け出てください。

- (2) スマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。
- (3) 本アプリを利用しているスマートフォンは、紛失・盗難等に遭わないようにお客さま自身の責任において厳重に管理してください。万が一、紛失・盗難等に遭われた場合は、すみやかに通信事業者（キャリア）へ連絡し、利用回線停止のお手続きを行ってください。
- (4) スマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。スマートフォンを処分する際も、本アプリを必ず削除してください。
- (5) 本アプリの利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。ただし、位置情報等を利用した情報配信サービスのみを利用される場合には、この限りではありません。
- (6) 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。ログインパスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルス感染させる目的の悪意ある「大阪シティ信用金庫アプリ」と類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのログインパスワードやスマートフォン内のお客さまの情報（以下、「パスワード等」といいます）が漏えいする可能性があります。

3. 自動的な利用解除

お客さまが 180 日間本アプリのログインをされなかった場合、本サービスは自動的に利用解除となります。ただし、位置情報等を利用した情報配信サービスのみを利用される場合には、この限りではありません。

4. メイン口座

同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（初回口座登録時に登録する口座）としてご利用することはできません。既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンではご利用できなくなります。

第7条【免責事項】

1. 機種変更、端末初期化、圏外時の利用等スマートフォンおよびその利用の状況、通信機

器、回線、コンピューター等の障害により取り扱いが遅延・不能となった場合、または本サービスを利用し保存した情報・データが消失した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

2. 当金庫が本規約第5条記載の本人確認手続きを行ったうえで本サービスを取り扱った場合、取引依頼者をお客さま本人とみなし、端末機・パスワード等の盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫に故意または過失のある場合を除き責任を負いません。
3. 本規約第6条3項に該当した場合に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
4. 災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取り扱いが遅延または不能となったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
5. パスワードの保管に関して、お客さまが本規約に定める各条項に違反したことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。またこれにより当金庫に損害が生じた場合は、お客さまがその責任を負うものとします。
6. 各条項において当金庫の責めに帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合、特別損害については当金庫の予見可能性の有無にかかわらず、当金庫は一切の責任を負いません。ただし、当金庫に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとします。

第8条【本アプリに関する確認事項】

1. 本アプリでは、お客さまのスマートフォン画面へ当金庫の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナーなどの情報を配信することがあります。この際、お客さまのスマートフォンの位置情報を利用することがあります。配信を希望しない場合は、設定画面にてお知らせ受信の設定、位置情報の送信設定をオフにしてください。

2. お客さまが本アプリを初期化または削除した場合、本アプリで保存されている情報はすべて消去されますが、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
3. 当金庫が本アプリの内容の全部または一部を変更・改良（以下、「アップグレード」といいます）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードが必要となるときがあります。また、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後に本アプリがご利用になれない場合があります。
4. 当金庫はお客さまによる本アプリのプログラムおよびこれに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第9条【サービスの変更等】

1. 当金庫は、本サービスの種類および内容を変更する場合があります。また、本サービス改廃のために、一時的にサービスのご利用を停止することがあります。
2. 当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、お客さまの利益に適合する場合
 - (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
3. 当金庫は、前項により本規約を変更する場合は、当金庫のウェブサイトその他の当金庫が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を相当の期間、周知するものとします。
 - (1) 本規約を変更する旨
 - (2) 本規約変更後の本規約の内容
 - (3) 変更後の本規約の効力発生日
4. 規約の変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。なお、本条に基づく変更によって損害が生じたとしても当金庫は責任を負いません。

第10条【サービスの終了】

当金庫は、当金庫の都合で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第11条【顧客情報の取り扱い】

本サービスのご利用に関し、当金庫はお客様の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当金庫の関連会社、代理人、またはその他第三者に処理させることができるものとします。また、当金庫は法令や裁判手続き、その他の法的手続き、または監督官庁により、お客様の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第12条【知的財産権等】

本サービスにかかる著作権その他一切の知的財産権は、当金庫または正当な権利を有する第三者に帰属します。

第13条【規約の準用】

本サービスに関し、本規約に定めていない事項については、当金庫の各種預金規定をはじめとする各種規定の定めを準用します。

第14条【準拠法・合意管轄】

本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。本アプリに関する一切の紛争については、訴額に応じ、当金庫の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(令和7年1月27日現在)

「大阪シティ信用金庫 通帳アプリ」に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「大阪シティ信用金庫 通帳アプリ」(以下「通帳アプリ」という。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 1. 普通預金規定
 2. 総合口座取引規定

2. (通帳アプリ)

- (1) 通帳アプリは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『大阪シティ信用金庫アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「有通帳口座」という。)のほか、通帳アプリを選択できるものとします。
- (3) 通帳アプリは、キャッシュカードの発行および『大阪シティ信用金庫アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳アプリは、原則、現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。)のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引(振替入金、定期入金等)はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳アプリは、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳アプリの入出金明細は、『大阪シティ信用金庫アプリ』によりご確認いただけます。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

5. (有通帳口座から通帳アプリへの切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳アプリへの切替えは、『大阪シティ信用金庫アプリ』により切替えることができるものとします。
- (2) 有通帳口座を通帳アプリへ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳アプリへ切替え

た時点でご利用いただけなくなります。

- (3) 切替時点で有通帳口座の通帳に記帳されていない入出金明細は、有通帳口座の通帳に記帳いたしません。

当該入出金明細は、切替日の翌々日から『大阪シティ信用金庫アプリ』で確認することができます。なお、切替前に有通帳口座の通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。なお、入出金明細の発行には当金庫所定の手数料を申し受けます。

- (4) 有通帳口座から通帳アプリへ切替えた当日以降の入出金明細は、『大阪シティ信用金庫アプリ』で確認ができます。

6. (通帳アプリから有通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳アプリから有通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) 通帳アプリを『大阪シティ信用金庫アプリ』から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (4) 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

7. (預金の受入れ)

店頭で通帳アプリに現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳アプリの普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示が必要です。
- (2) 前項の払戻しまたは解約等の手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類（顔写真付）の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

9. (『大阪シティ信用金庫アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)

- (1) 『大阪シティ信用金庫アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については『大阪シティ信用金庫アプリ』に通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座（以下「登録総合口座

(普通預金)」という。) とする場合に受け付けます。

- (2) 『大阪シティ信用金庫アプリ』にて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座(普通預金)のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座(普通預金)の届出印鑑と共通とします。
- (3) 『大阪シティ信用金庫アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座(普通預金)へ振り替えます。
- (4) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

10. (通帳アプリの解約)

- (1) 通帳アプリを解約する場合には、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードおよび届出印章・本人確認書類(顔写真付)の提示が必要です。
- (2) 通帳アプリを解約した時点で、『大阪シティ信用金庫アプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (3) 通帳アプリの解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

11. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上